

少年・刑事財政基金の支出に関する規則

(平成二十一年一月十五日規則第三百三十四号)

改正 平成二十三年 三月一七日

同 二六年 八月二一日

同 二七年 二月一八日

同 二九年 三月一六日

同 二九年 一月一四日

令和 元年 八月二三日

同 四年 一月二〇日

同 五年 三月一六日

同 六年 一月一八日

- 1 -

事業における援助金は、一事件について七万一千五百円(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下本条及び次条において同じ。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、勾留状が発せられるまでのものに対する援助金は、被疑者との接見一回について二万円とし、四万円を上限とするものとする。

3 特段の事由により援助の対象となった受任弁護士が複数となった場合の前二項に規定する援助金の支出は、二人となった場合にあつては二倍の額を、三人以上となった場合にあつては三倍の額を支出するものとする。

4 刑事被疑者弁護援助事業の対象となる事件が通訳を要した場合については、前三項に規定するほか、一事件について十万円を上限に実費を加算して支出するものとする。

第二条の二 本基金から支出する法律援助事業に関する規程第二条第二号の少年保護事件付添援助事業における援助金は、一事件について十万二千三百円とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の援助金は、当該各号に定める額とする。

一 審判に立ち会うことなく付添人を辞任した場合 次のイからハまでに掲げる選任から辞任までの期間に

(目的)

第一条 この規則は、少年・刑事財政基金に関する規程(会規第八十六号)第七条の規定に基づき、少年・刑事財政基金(以下「本基金」という。)の支出に関する事項を定めることを目的とする。

(本基金の支出)

第二条 本基金から支出する法律援助事業に関する規程(会規第七十七号)第二条第一号の刑事被疑者弁護援助

- 2 -

じ、当該イからハまでに定める額

イ 一週間以内 五万一千七百円

ロ 一週間を超え、二週間以内 七万一千五百円

ハ 二週間を超える期間 八万二千五百円

二 家庭裁判所に係属する少年保護事件を受任した付添人が当該事件について抗告又は再抗告を行う場合 次のイ及びロに掲げる付添人活動の区分に応じ、当該イ及びロに定める額

イ 抗告 七万一千五百円

ロ 再抗告 五万一千七百円

三 抗告裁判所に係属する少年保護事件を受任した付添人が当該事件について再抗告を行う場合 五万一千七百円

四 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二十二條の三第二項若しくは第三十二條の五第二項（第三十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定により国選付添人選任決定がされた場合又は同法第二十二條の三第一項若しくは第二十二條の五第二項の規定により必要的国選付添人制度の対象となった場合 五万一千七百円

3 前条第三項及び第四項の規定は、少年保護事件付添援

- 3 -

助事業の援助金の支出について準用する。この場合において、前条第四項中「刑事被疑者弁護援助事業」とあるのは「少年保護事件付添援助事業」と、「前三項」とあるのは「前二項」と読み替えるものとする。

4 少年保護事件付添援助事業の対象となる事件が記録の謄写（複写又は記録を写真機で撮影してその画像を印刷又は印画することをいう。以下同じ。）を要した場合については、前三項に規定するもののほか、一事件について一万円を加算して支出するものとする。ただし、記録の謄写に要した費用が一万円を超える場合は、五万円を上限に実費を加算して支出するものとする。

5 少年保護事件付添援助事業の対象となる事件の弁護人であった者又は付添人の活動（援助の開始決定前の活動を含む。）により観護措置決定がなされなかった場合又は観護措置が取り消された場合については、前各項に規定するもののほか、一事件について五万円を加算して支出するものとする。

第二条の三 本基金から支出する弁護士会に対する少年保護事件付添援助事業及び刑事被疑者弁護援助事業に関する加算事業のための事業費であつて本会が特に認められた費用の補助金は、理事会の承認を得た費目及びその額とす

- 4 -

る。

第二条の四 本基金から支出する弁護士会に対する当番弁護士及び当番付添人の補助金は、次の各号に掲げる費用について、当該各号に定める額を支出するものとする。

一 当番弁護士の初回接見及び当番付添人の初回面会に伴う費用 一件について一万円

二 当番弁護士の初回接見及び当番付添人の初回面会に伴う通訳費用 一件について一万円

三 当番弁護士の初回接見及び当番付添人の初回面会に關し、特別に支出を要した費用 理事会の承認を得た

額

第二条の五 本基金から、前条第一号の費用のほか、遠隔地の移動に伴う費用として、最も合理的な経路に基づき算定した距離に応じて、次の各号に掲げる距離の区分に応じ、当該各号に定める額を支出する。

一 片道二十五キロメートル以上五十キロメートル未満
四千元

二 片道五十キロメートル以上七十五キロメートル未満
八千元

三 片道七十五キロメートル以上百キロメートル未満
一万二千元

- 5 -

四 片道百キロメートル以上 一万六千元

2 本基金から、前条第一号及び前項の費用のほか、船舶又は飛行機の利用が不可欠の場合は、その費用として、四千元を支出する。

第二条の六 本条における弁護士等とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 少年・刑事財政基金に関する規程第六条第四項に規定する罪に問われた障がい者等（以下単に「罪に問われた障がい者等」という。）の国選弁護士

二 罪に問われた障がい者等の国選付添人

三 罪に問われた障がい者等について刑事被疑者弁護援助事業を利用して選任された弁護士

四 罪に問われた障がい者等について少年保護事件付添援助事業を利用して選任された付添人

2 本条における福祉専門職等とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 社会福祉士

二 精神保健福祉士

三 公認心理師又は臨床心理士

四 更生支援の活動をしている団体（ただし、前三号のいずれかに該当する者が所属している団体に限る。）

- 6 -

五 地域生活定着支援センターの業務を受託している団体又はその職員

六 通訳人若しくは手話通訳者又はこれらの者が所属している団体

七 その他前各号に準ずる者

3 罪に問われた障がい者等の刑事弁護又は少年保護事件付添において、弁護士等の依頼を受けて、福祉専門職等が次の各号に掲げる活動を行ったときは、当該各号に定める額の補助金を本基金から弁護士会に対して支出するものとする。

一 更生支援計画の策定 五万円を上限とする実費

二 更生支援計画の策定又は実行を目的とする次のイからホまでに掲げる活動 当該イからホまでに定める額

イ 弁護士等の接見又は面会への同行 一回当たり一万円

ロ 罪に問われた障がい者等との面会 一回当たり一万円

ハ 罪に問われた障がい者等の家族、関係機関等との面会及びケース会議への出席 一回当たり一万円

ニ 証人としての出廷 一回当たり一万円

ホ 通訳又は手話通訳 一回当たり一万円（ただし、

- 7 -

国選弁護士又は国選付添人の報酬に附帯して支払われる通訳又は手話通訳の費用に掛かる部分の金額を除く。）

4 罪に問われた障がい者等の刑事弁護又は少年保護事件付添において、弁護士等の依頼を受けて、更生支援計画の策定又は実行に関連して、医師が次の各号に掲げる活動を行ったときは、当該各号に定める額の補助金を本基金から弁護士会に対して支出するものとする。

一 意見書、診断書等の作成 一通当たり五万円を上限とする実費（ただし、国選弁護士又は国選付添人の報酬に附帯して支払われる意見書、診断書等の作成費用に掛かる部分の金額を除く。）

二 出張 一回当たり二万円

三 相談 一回当たり二万円

5 弁護士等であった者の依頼により、福祉専門職等が第三項各号に掲げる活動を行ったとき、又は医師が前項各号に掲げる活動を行ったときは、当該各号に定める額の補助金を本基金から弁護士会に対して支出するものとする。ただし、弁護士等がその地位を失ってから一年以内に行われた活動に限る。

6 前三項（第三項第一号を除く。）に規定する補助金は、

- 8 -

一 事件につき、次に掲げる金額を上限とする。

一 第三項第二号（前項の規定による場合を含む。）

合計十万円

二 第四項（前項の規定による場合を含む。） 合計十
万円

7 第三項第一号及び前項の上限は、捜査段階及び公判又は審判の段階を通算して適用する。ただし、当該事件が上級審に係属した場合は、審級ごとに適用するものとする。

8 次の各号に該当する活動が行われたときは、弁護士等又は弁護士等であった者に対する加算報酬相当分として、当該各号に定める額の補助金を本基金から弁護士会に対して支出するものとする。

一 第三項第一号に掲げる活動 一万円

二 第三項第二号又は第四項の活動 活動の個数にかかわらず一万五千元

三 第五項の活動 一万円

9 他の弁護士が弁護士等に就任した場合は、従前の弁護士等について第五項の規定は適用しない。ただし、刑事事件又は少年事件が上級審に係属した後に、原審の弁護士等であった者が必要に応じてこれらの活動を行う場合

は、この限りでない。

第二条の七 本基金から支出する弁護士会に対する国選弁護制度及び国選付添人制度の更なる拡充のため現在の国選弁護士及び国選付添人の報酬基準では十分に賄われていない国選弁護士及び国選付添人の活動を支援する制度に要する補助金は、次の各号に掲げる費用について、当該各号に定める額を支出するものとする。

一 国選弁護士又は国選付添人が負担する刑事事件又は少年保護事件の記録謄写費用を補助するための費用

国選弁護士及び国選付添人（以下「国選弁護士等」という。）が選任に係る刑事被告事件及び少年保護事件の記録の謄写に要した費用（ただし、謄写枚数一枚につき二十円（国選弁護士等が記録謄写のために謄写枚数一枚につき二十円を超える額を現に支払った場合は、謄写枚数一枚につき、四十円又は当該現に支払った額のうちいずれか低い額）とし、カラー印刷されている記録をカラーで謄写（以下この号において「カラー謄写」という。）したときは、カラー謄写の枚数一枚につき、カラー謄写以外の謄写の枚数二枚として換算する。）から日本司法支援センターが当該国選弁護士等に対して支給を決定した記録謄写費用を控除した

金額の五十パーセント

- 二 国選弁護人が専門家に依頼して行う鑑定に関する費用を援助するための費用 次のいずれかに該当する事件について、当事者鑑定（国選弁護人が専門家に依頼して行う精神鑑定、情状鑑定、法医学鑑定、工学鑑定、DNA鑑定、筆跡鑑定、検察官立証に対する反証としての再鑑定等をいう。以下同じ。）を実施する場合の鑑定書等の作成費用、鑑定意見の聴取についての費用及び証人としての出廷（その打合せを含む。）に伴う費用（専門家への日当、交通費等をいう。）の額。ただし、被疑者又は被告人一人当たりの上限額を三十万円とし、前条第四項の補助金が支出されるものを除く。
- イ 犯人性、事件性及び責任能力の有無その他公訴事実に関連した争点の立証のために当事者鑑定が必要であると認められる事件
- ロ 被疑者又は被告人の情状又は量刑に影響を及ぼす情状関連事実の立証のために当事者鑑定が必要であると認められる事件
- 三 取調べ等への弁護人の立会い及び立会い実現に向けた活動を援助するための費用 被疑者国選弁護事件の国選弁護人若しくは刑事被疑者弁護援助事業の対象と

- 11 -

なる事件の私選弁護人、被疑者国選弁護事件の国選弁護人若しくは刑事被疑者弁護援助事業の対象となる事件の私選弁護人であった者であつて、被疑者の釈放後に、新たに私選弁護報酬を受けずに同一事件の私選弁護人を選任されたもの若しくは同一事件の私選弁護人を辞任しなかったもの又は被告人国選弁護事件の国選弁護人が、取調べ及び弁解録取（以下「取調べ等」という。）に関して活動した場合について、次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める額。ただし、ロ及びハの合計額の上限は、一事件について十万円とする。

- イ 書面により取調べ等への弁護人の立会いを申し入れたとき 一事件について一回限り三千円
- ロ 取調べ等に現実に立ち会ったとき 一日当たり二万円
- ハ 取調べ等への弁護士の立会いの申入れが拒否された場合で、取調べ等の開始時から終了時まで取調室外に滞在して、被疑者又は被告人に助言できるような待機したとき（身体拘束を受けている事件においては、一時間以上取調室外に滞在して、被疑者又は被告人に助言できるような待機したときを含む。）

- 12 -

一日当たり一万五千円

第二条の八 本基金から支出する法律援助事業に関する規程第二条第一号の刑事被疑者弁護援助事業に関する弁護士会に対する補助金のうち、その対象となる事件の逮捕段階において検察官又は裁判官に意見書を提出することにより勾留がなされなかった場合の活動に対する費用の補助金は、一事件について五万円を支出するものとする。

(支出の方法)

第三条 第二条の四第一号及び第二号、第二条の五、第二条の六第三項から第五項まで及び第八項、第二条の七並びに前条の補助金は、弁護士会からの申請に基づいて各月毎に算出の上、支出する。

附 則

- 1 この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。
- 2 第二条第一号の規定は、平成二十一年六月一日以降の援助事業利用申込みから適用し、同日前に受理した援助事業利用申込みについては、なお従前の例による。
- 3 第二条第三号イ及びロの規定は、平成二十一年六月一日以降に行われた接見及び面会についての補助金の申請から適用し、同日前に行われた接見及び面会についての補助金の申請については、なお従前の例による。

- 13 -

- 4 当番弁護士等緊急財政基金会計に関する規則（規則第五十七号）は、廃止する。
- 5 当番弁護士等緊急財政基金寄付金募集要綱は、廃止する。
- 6 当番弁護士等緊急財政基金寄付金募集における寄付金受け入れ実施細則は、廃止する。

附 則（平成二三年三月一七日改正）

- 1 第一条から第三条まで（第二条の二から第二条の四までの規定の新設を含む。）の改正規定は、平成二十三年六月一日から施行する。
- 2 改正後の第一条から第三条までの規定は、平成二十三年六月一日以降の援助事業利用申込みから適用し、同日前までに受理した援助事業利用申込みについては、なお従前の例による。

附 則（平成二六年八月二一日改正）

- 第二条の四及び第三条の改正規定は、平成二十六年八月二十一日から施行する。

附 則（平成二七年一二月一八日改正）

- 1 第二条の二第一項及び第二項の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条の二第一項及び第二項の規定は、平成

- 14 -

二十八年四月一日以降の援助事業利用申込みから適用し、同日前に受理した援助事業利用申込みについては、なお従前の例による。

附 則（平成二九年三月一六日改正）

1 第二条の二第四項（新設）の改正規定は、平成三十年六月一日から施行する。

2 改正後の第二条の二第四項の規定は、平成三十年六月一日以降の援助事業利用申込みから適用し、同日前に受理した援助事業利用申込みについては、なお従前の例による。

附 則（平成二九年一月一四日改正）

1 第二条第二項の改正規定は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 改正後の第二条第二項の規定は、前項に規定する施行の日以降の援助事業利用申込みから適用し、同日前に受理した援助事業利用申込みについては、なお従前の例による。

（平成三〇年政令第五〇号で平成三〇年六月一日から施行）

附 則（令和元年八月二三日改正）

第二条第一項及び第二項並びに第二条の二第一項及び第二項の改正規定は、令和元年十月一日から施行する。

附 則（令和四年一月二〇日改正）

1 第二条第二項、第二条の二第四項、第二条の四第一項第一号及び第二号並びに第二項並びに第三条の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

2 改正後の第二条第二項及び第二条の二第四項の規定は、令和四年四月一日以降の援助事業利用申込みから適用し、同日前に受理した援助事業利用申込みについては、なお従前の例による。

3 改正後の第二条の四第一号及び第二号の規定は、令和四年四月一日以降に行われた接見及び面会に係る補助金の申請から適用し、同日前に行われた接見及び面会に係る補助金の申請については、なお従前の例による。

附 則（令和五年三月一六日改正）

1 第一条、第二条第一項、第二条の五（新設）及び第三条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 改正後の第二条の五及び第三条の規定は、令和五年四月一日以降に選任された弁護士等（改正後の第二条の五第一項の弁護士等をいう。以下この項において同じ。）及び弁護士等であった者に係る補助金の申請から適用

し、同日前に選任された弁護士等及び弁護士等であった者に係る補助金の申請（ただし、同一事件で新たに同日以降に選任された弁護士等及び弁護士等であった者に係る補助金の申請は除く。）については、なお従前の例による。

附 則（令和六年一月一八日改正）

1 第二条の二第四項及び第五項（新設）並びに第二条の五から第三条までの改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 改正後の第二条の二第四項及び第五項並びに第二条の八の規定は、令和六年四月一日以降の援助事業利用申込みから適用し、同日前に受理した援助事業利用申込みについては、なお従前の例による。

3 改正後の第二条の五の規定は、令和六年四月一日以降に行われた初回接見及び初回面会について適用する。

4 改正後の第二条の七第一号の規定は、令和六年四月一日以降に選任された国選弁護士及び国選付添人に係る補助金の申請から適用する。

5 改正後の第二条の七第二号の規定は、令和六年四月一日以降に選任された国選弁護士に係る補助金の申請から適用する。

6 改正後の第二条の七第三号の規定は、令和六年四月一日以降に行われた活動について適用する。